

## \*\*\*\*\* 解 説 \*\*\*\*\*

## 国連・子どもの権利条約と家政学

金 田 利 子

## はじめに

子どもの権利宣言 30 周年にあたる昨年 (1989 年) 11 月 20 日「子どもの権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child—略称・子どもの権利条約) が国際連合総会第 44 会期において全会一致で採択された。

このことは、すでに周知の事実であるが、「家庭生活を中心とした人間生活における人と環境との相互作用について、人的、物的両面から、自然・社会・人文の諸科学を基礎として研究し、生活の向上とともに、人類の福祉に貢献する実践的総合的科学」<sup>1)</sup>である家政学の発展を旨とする、当日本家政学会においても、その意義と意味について、ともに考え合う機会をもちたいということから、今回このテーマを取り上げることになった。

この条約は、20カ国が批准して後 30 日目に効力を生ずる (第 49 条) ことになっているが、1990 年 8 月末までに 31 カ国が批准し、同年 9 月 2 日発効した。将来、批准する意思があることを示す「署名」も、その時点で 105 カ国がすませており、そのなか日本は含まれていなかったが、このほど、ニューヨークで開催された「子供サミット」(9 月 29, 30 日) 前によく署名 (9 月 21 日) にこぎつけた。しかし、まだ批准には至っていないし、必ずしも国内での議論が広がっているとはいえない。折しも、新聞紙上などでも、この状況を憂えて、「子どもの権利条約」でもっと議論を (朝日・1990 年 9 月 6 日の場合) とよびかけている。

こうした状況のなかで、家政学の側面からこの条約について考えることが本稿のねらいであるが、ここでは、その前提として、条約の「成立の背景」(I) や、「内容上の特徴」(II) について述べ、最後に、今後の討論の手がかりとして、家政学とのかかわりに関する若干の提案 (III) を加えることにする。

Toshiko KANEDA 静岡大学教育学部教授

著者紹介 [略歴] 昭和 41 年お茶の水女子大学大学院家政学研究科修士課程 (児童学専攻) 修了。昭和 56 年より現職。[専門分野] 児童発達学。[連絡先] 〒422 静岡市大谷 836 (勤務先)。

## I. 「宣言」から「条約」への背景とねがい

19 世紀末にエレン・ケイ女史が「20 世紀を児童の世紀に」と提唱したことはよく知られている。そして、たしかに、1924 年の「国際連盟・子どもの権利宣言」(ジュネーブ宣言として知られ、第一次世界大戦で被害をうけたヨーロッパの子どもたちを緊急に救済・保護することが主な目的)、そして、1959 年の「国際連合・子どもの権利宣言」(第二次世界大戦後採択された世界人権宣言と関連をもちながら、発達途上にある子どもを権利の主体としてとらえ、法的に保障しようとしたもの) が成立し、どちらも「人類は、子どもに対して最善のものを与える義務を負っている」という点からも、理念としては相当のところまできたといえる。しかし、実態としては、児童の受難の世紀になってきてしまっている。発達途上国での、きわめて高い乳幼児死亡率、絶対的貧困下での生活、劣悪な条件の児童労働、多数の少年兵等々の、また先進国での、教育の荒廃、子どもの人格崩壊、少年犯罪、麻薬、性的搾取、親による虐待・遺棄等々の事実がこのことを示している。

このように、国際的に相互に関連しながら構造的に進行している子どもの人権に関する危機的状況のなかで、この条約は、「世界各国から聞こえてくる子どもたちの悲痛な叫び声、あるいは“一人前の人間としてあつかつてほしい”という要望に応えて、子どもの生存と発達を権利として保障しよう」<sup>2)</sup> というねがいから準備されねりあげられてきたものである。それは、理念を確認した「宣言」から、より強い拘束力をもつ条約を制定し、国際社会が権利を保障する体制をつくらなければ、子どもたちの現実を打開しえないという認識に立ってきたからである。20 世紀を児童虐待の世紀におおらせることなく、21 世紀こそは、そのはじめから、真に「子どもの世紀」になるよう、この条約は、「それにむかって大人たちが行動する基準を示している」<sup>3)</sup> と思われる。

この条約への具体化への取組みは、1959 年の「子どもの権利宣言」の 20 周年にあたる 1979 年の「国際子ども年」に向けて条約化しようというポーランド政府 (第二

次世界大戦で200万人以上の子どもの犠牲者を出したということから)の提言(1978年国連人権委員会第34会期)を受けてはじめられた条約の草案づくりから出発した<sup>3)4)</sup>。

子どもの人権は、それだけが単独にはなく、人権の国際的保障全体のなかでとらえられ、保障のシステムがつくられてはじめて実現できるものである。

さいわい、「子どもの権利宣言」以後、いくつかの人権を保障する国際法規約が制定され、詳細な「基準づくりと実際のとりくみが進展して」<sup>2)</sup>きている。

1966年第21回国連総会で採択された「国際人権規約」は、とりわけ大きな意味を持つものであり、そのA規約である「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」には、その前文において、人権の尊重が、世界における自由、正義および平和の基礎をなすという視点が示され人権保障の位置を明確にしている。

こうした成果の上になんて、大人の小型ではない、発達過程を生きる一個の人格としての子ども固有の権利を実効あるものにしようとして取り組まれ12年に及ぶ審議を経て、採択され成立したのが、この「グローバルで出現的権利章典」<sup>5)</sup>ともいえる「国連・子どもの権利条約」である。「世界共同作業による子どもの権利保障」<sup>3)</sup>を求めて「共通の規範をつくり出した」<sup>6)</sup>という点からも、まさに「世界の歴史のうえでも画期的な意義をもっている」<sup>6)</sup>といえよう。

## II. 「子どもの権利条約」の内容と特徴

条約の構成は、前文(条約の背景・趣旨・原則、13項)と、第1部(総則・個別的権利を含む実態規定、1~41条)、第2部(条約の国際社会における実施措置、42~45条)、第3部(発効・批准などの最終条項、46~54条)からなっている。

特徴については、国際教育法研究会(以下、研究会と略記)<sup>5)</sup>の捉えた6点に則して、その解説を参考に、筆者自身のコメントを交えつつ述べる。

そのなか、紙幅の関係でとくに顕著な特徴をもつと思われる点についてのみやや詳しく述べることにする。

### (1) 権利行使の主体としての子ども

「保護の対象から権利行使の主体に」という点が、今度の条約の最も大きな特徴ではないかと思われる。

この特徴を端的に示している条約は、「意見表明権(12条)」、「表現・情報の自由(13条)」、「思想・良心・宗教の自由(14条)」、「結社・集会の自由(15条)」、「プライバシー・通信・名誉の保護(16条)」等である。

このなかでも、とくに子どもにとって意義深く、条約の特徴として注目し値する「意見表明権」について取り上げてみたいと思う。これについて、研究会の解説では次のように述べている。

「意見表明権—自己の見解をまとめる力のある子どもが、自己に影響を及ぼすすべての事柄について自由に見解を表明する権利—は、子どもの年齢と成熟度の高い段階では、自己決定権とはほぼ同義語となりうるものであり、その意味で自己決定権につながる権利として理解される。また、この権利は表現の自由の一種である。さらに、この権利は自己に影響を及ぼすすべての事柄の決定過程に参加する権利としての意味をもつ。そして、この権利は自分の最善の利益を確保する際の手続き的権利としての意義を有する。」

ところで、この子どもの人権にとってきわめて意義深い「意見表明権」であるが、「自己の見解をまとめる力のある子どもが、」という条件がついている点をどうとらえ、発達的にあるいは障害のゆえに、十分に表現しえない乳幼児や障害児の主張をどう保障していったらよいかについては、重要な研究課題になるのではないかと考えられる。

また、「発達」という視点について、研究会の「解説」は、次のように述べている。「子どもの権利の捉え方にかかわっては、条約が発達という観点を重視していることも付け加えねばならない。条約はたとえば、全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭環境を重視したり(前文6項)、発達のために十分な生活水準を保障する(27条)、発達に有害な労働から保護する(32条)というように発達を権利保障の目的や基準にしている。条約が詳細な教育の目的規定を独立条文(29条)としてもち、人格の発達をその中核理念としていることや、少数者・先住民の子どもの文化的権利に言及したり(30条)、休息・余暇・遊び・文化的芸術的生活への参加の権利を規定していることなども、発達という視点の重視である。」

ここで、この「発達」の位置付け方についての経緯をみると、発達心理学者でワロンとともに国際新教育運動の指導者の一人であったピアジェが、「世界人権宣言」の子どもに関する条文の解釈において、発達する権利を位置づけ<sup>7)8)</sup>、さらに、「子どもの権利宣言」では、原則4において「子どもは、健康に成長しかつ発達する権利を有するものとする」と明確に規定していることがわかる。発達途上の子どもにとって、「発達」は、権利保障の目的や基準であるだけでなく、もう一つ欠かせない側面があり、それが、まさにワロン、ピアジェの位置付け

## 国連・子どもの権利条約と家政学

た発達することそれ自体の権利である。

今度の条約においては、「発達」は、権利保障の目的や基準としては明確に位置付けられているが、「発達それ自体が子ども固有の権利だ」という規定は、文言としては見当らない。それは、おそらく、自明のこととされ、底流において引き継ぎ、権利行使の主体と実質的な権利保障という側面を強調したからではないかと思われる。この規定を明文化しておくことに深い意味があるように考えられるが、内実としては、この精神が条約の前提となっていることを、確認し合っておきたい。

条約は、「権利行使の主体として」子どもをとらえると同時に他方では、子どもを特別な保護の客体として、子どもの現実とニーズに対応した多くの保護規定をもっており、それにあたる規定が以下に述べる「特徴」の(2)～(5)に多く位置づいている。

権利行使の主体であることと、権利としての保護の二面を同時に保障するところに子どもの権利保障の特徴があるといえよう。

## (2) 生命・生存・発達を中核とした権利の包括的保障

生命への固有の権利および生存と発達の確保(6条)を出発点として、実体的権利の包括的保障。人間の尊厳という基底理念が全体を貫いており、権利保障の前提としての差別の禁止(前文3項・2条)を定める。しかも、家族構成員の地位・活動・意見・信条を根拠とするあらゆる差別から子どもが保護されることも要請。とくに、家族構成員のありようによって、差別されないように規定している点に周知な配慮が感じられる。

## (3) 親・家族(環境)の重視

～親を知る権利、親に養育される権利(7条)。～家族関係を含むアイデンティティを保全する権利をもち(8条)、～親の意思に反して分離されず(9条)、家族再会のために出入国に関する権利をもつ(10条)。～家庭環境を奪われた子どもは代替的養育が確保される(20条)。～養子縁組の手続き規定もある(21条)。親(双方)は子どもが権利を行使するにあたって、その能力の発達と一致する方法で指導する権利をもち、責任を負っている(5条)。

## (4) 困難な状況下での緊急かつ優先的な保護

健康・医療・社会保障・生活水準への権利(24～27条)等。難民(22条)、少数者・先住民の子ども(30条)、障害児(23条)等の権利、経済的搾取・有害労働・麻薬・性的搾取・虐待・売春等からの保護(32～36条)、武力紛争における保護(38条)犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰(39条)等。

## (5) 子どもの権利保障における国家と親

「子どもの権利条約は、条約という法形式により国家に対する義務づけを通して子どもの権利を保障する。条約は、子どもの権利保障における国家の義務を明確にしたことで一つの画期をなす。さらに条約は、国家と親や家族との関係ならびにそれぞれの役割を明確にしている。社会福祉機関・裁判所・行政・立法機関などの子どもにかかわるすべての活動において、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。一以下省略一。」

ここで、画期的なのは、先の(3)において子どもの養育と発達に対する親の責任を明確にしつつ、同時に、親がその責任を遂行できるよう援助することを国家に義務づけている点にあると思われる。たとえば、18条の3に「締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。」としている点は、父母と子の権利の同時保障の点からして、具体的で画期的な内容の一つだといえよう。

一方、条約は、「親による虐待・放任・搾取が行なわれている場合(19条)、または子どもの最善の利益からすれば、親から分離したり(9条)、家庭環境から引き離れたほうがよい場合(20条)、国家が親子・家族関係に直接介入することを容認する」としている。

## (6) 条約の国際的実施措置

条約の第2部(第42条～45条)に規定されている内容がこれにあたる。

まず、第一に条約の原則と規定を大人にだけでなく子どもにも公報することを義務づけている(42条)点に力強さが感じられる。具体的な、実施措置について、研究会の解説は次のように述べている。「条約は、実施措置として、国際人権規約(社会権規約)や女性差別撤廃条約と同様に、締約国による定期的報告制度を採用する。そして、10人の個人資格の専門家から構成される子どもの権利委員会を設置し、締約国の義務の実施状況を監視する(43条～45条)。このような実施措置は、人権侵害の個人通報制度や委員会による調査制度をもつ人権条約(たとえば、拷問禁止条約)が存在する現段階では、進んでいる措置とはいえない。しかし委員会がユニセフ等の国連機関やその他の専門機関さらに国連NGOと協力して、締約国政府の報告をチェックすることにより、義務の履行状況を監視し、また条約理解の水準を高めることができれば、実施措置は強化される。」国際的保障の実施措置としては、「条約が国際協力や二国間・多数国間による権利保障のとりくみを国家の義務の原則の一つ

にしていることも重要である」と。

### III. 子どもの権利条約と家政学

#### —その討論に向けて—

「家政学とは」と問うなら微妙に異なるさまざまな定義がなされよう。ここでは、日本家政学会の公式見解(1984)をふまえ、さらに包括的・問題解決的性格をつよめた「家政学方法論研究会」の見解に基づきながら、子どもの権利条約との関連について述べることにする。

「家政学は、家庭生活を中心とした人間生活における、人と人及び人と環境の相互作用、及びそこに成起する諸問題・諸矛盾を把握し、人間の尊厳にあたいする生活を創造する複合領域の応用科学である。家政学は、家庭生活と生活環境との調和的向上とともに、家族員個々人の全面発達をはかり、地域社会の福祉・安全の増進と人類史の平和的発展に貢献するものである。」<sup>9)</sup>

ここには、子どもという概念は、表面的には出てこないが、当然のことながら、家庭生活には子どもが含まれている。それどころか、子育ては、家族・家庭の機能・役割のもっとも重要な一つである。「家族員個々人の」というとき、そのなかに当然子どもが位置づいてくる。人間の生活は、それが一世代で終わらないかぎり、いつの時代においても子どもとともにある。

アンリ・ワロンの言葉に「今日の子どものなかにあすの大人の姿を見る」というものがあるが、まさに、今日子どもが幸せでなければ、人類史のあすも暗いものになってしまう。

このような重要な位置をしめる子どもが、21世紀を迎えようとしている今日もなお、Iで述べたように発展途上国、先進国いずれにおいても受難のなかにいる。このたびの子どもの権利条約は、こうした状況のなかにある子どもたちの悲痛な叫びに答えて、大人たちが、行動する基準を、世界の共同作業として作り出した世界史的に画期的なものだといえる。

家政学の研究に携わる大人である私たちの課題は、当然のことながら、児童学の分野だけでなく、あらゆる分野において、生活が、男と女のみならず子どもと大人

とで構成されていることを再確認し、その生活に根ざし、生活を変える研究活動のなかで、この条約の生活における実現を探究していくことではないかと思われる。

この条約の内容は、家族関係・親子関係のありかたはもちろん、「子どもの意見表明権」と衣・食・住のかかわり、「生命・生存・発達を中核とした権利の包括的保障」と子どものそこで育つ「家庭生活の中に、地球環境の悪化の原因となる要因があるということ」<sup>10)</sup>、等々家政学のすべての領域にかかわるものと思われる。

本来なら、ここから家政学にとって、具体的にどのような課題があるかをIIで述べた特徴の(1)から(6)に即して、論じるべきなのであろうが、あえて、今回は全体的な解説に紙幅を与え、各論については、今後各分野での具体的な研究に即したそれぞれの立場からの討論が活発に展開されることに期待した次第である。

#### 参 考 文 献

- 1) 日本家政学会編：家政学の将来構想，光生館，東京，32 (1984)
- 2) 永井憲一，寺脇隆夫 編：解説・子どもの権利条約，日本評論社，東京，2 (1990)
- 3) 荒牧重人：子どもの権利条約の成立と内容（永井，寺脇編前掲書），日本評論社，東京，13 他 (1990)
- 4) 大田 堯：子どもの権利条約を読む，岩波ブックレット，岩波書店，東京 (1990) など
- 5) 国際教育法研究会訳・編集：子どもの権利条約，子どもの人権連（子どもの人権保障をすすめる各界連絡会）発行，4～10 (1990)
- 6) 1989年11月20日直後新聞紙上の評価につかわれていた表現
- 7) ピアジェ：現在の世界における，教育をうける権利（アンリ・ワロン，ジャン・ピアジェ：ワロン・ピアジェ教育論），明治図書（世界教育学選集），東京，150～205 (1974)
- 8) 堀尾輝久：子どもの発達・子どもの権利，童心社，東京，203～204 (1989)
- 9) 伊藤セツ：定義・目的（家政学方法論研究会編：ホームエコノミックス），ドメス出版，東京，71～72 (1985)
- 10) 伊東清枝：家政学会の課題を考える，土筆，建帛社 (1990)